

第3款 旅行開始後または使用開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更)

第122条 普通乗車券を所持する場合は、旅行開始後または使用開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券に表示された着駅、営業キロまたは経路について、その号に定める変更（この変更を「区間変更」という）をすることができる。

- (1) 着駅または営業キロを、当該着駅を超えた駅または当該営業キロを超えた営業キロへの変更
- (2) 着駅を該当駅と異なる方向の駅への変更
- (3) 経路を当該経路と異なる経路への変更

2. 区間変更の取扱いをする場合は、次により旅客運賃を収受する。

(1) 普通乗車券

ア. 次により取り扱う。この場合、原乗車券が割引普通乗車券（学生割引乗車券を除く。）であって、その割引が実際乗車する区間に対しても適用のあるものである時、変更区間及び不乗車区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

(ア) 前項第1号に規定する場合は、変更区間に対する普通旅客運賃を収受する。

(イ) 前項第2号及び第3号に規定する場合は、変更区間（変更区間が2区間以上ある時場合で、その変更区間の間に原乗車券の区間がある時は、これを変更区間とみなす。以下同じ。）に対する普通旅客運賃と、原乗車券の不乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し過剰額は払い戻ししない。

イ. アの場合において、原乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）が、次のいずれかに該当する時は、原乗車券に対するすでに収受した旅客運賃と実際乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足分は収受し、過剰額は払い戻しをしない。この場合、原乗車券が割引乗車券であって、その割引が実際に乗車した区間に対しても適用のあるものである時は、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。この得取扱い方は、片道乗車区間の営業キロが100キロメートル以内の普通乗車券で区間変更の取扱いをする場合に適用する。

(団体乗車券変更)

第123条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、区間変更または乗車列車等の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、輸送上の支障がない場合に限り取扱う。

2. 団体乗車券の取扱いをする場合は、旅客運賃収受人員または変更人員に対して次の各号に定めるところにより計算した運賃及び料金を団体乗車券1枚毎に220円の手数料（不足額を収受する時に限る）とを収受する。この場合、旅客運賃については、無割引の普通旅客運賃によって計算する。

- (1) 区間変更の取扱いをする場合の旅客運賃の計算は、第121条第2項の規定を準用する。
- (2) 乗車列車等の変更の取扱いをする場合の旅客運賃の計算方は、乗車区間に変更のない場合は収受しない。